

平成27年第2回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 27 年 5 月 8 日（金曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 行政報告
- 第4 報告第6号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第5 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例等の一部を改正する条例）
- 第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））
- 第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第5号））
- 第11 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 第12 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第13 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第14 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第15 閉会中の継続調査申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第15まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員 (17名)

1 番	橋 本 章 央 君	2 番	林 健 三 君
3 番	古 谷 幹 夫 君	4 番	緒 方 正 綱 君
6 番	下 元 真 之 君	7 番	岩 井 優之介 君
8 番	水 間 淳 一 君	9 番	吉 村 アツ子 君
10番	味 元 和 義 君	11番	下 元 昇 君
12番	堀 本 伸 一 君	13番	楨 野 章 君
14番	武 田 秀 義 君	15番	中 屋 康 君
16番	西 原 眞 衣 君	17番	酒 井 祥 成 君
18番	橋 本 保 君		

~~~~~

欠席議員 ( 1 名 )

|     |           |
|-----|-----------|
| 5 番 | 岡 峯 久 雄 君 |
|-----|-----------|

~~~~~

説明のため出席した者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政策監(医師確保)	田 辺 卓 君	会 計 管 理 者	左 脇 淳 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋 口 寛 君	危機管理課長	野 村 和 弘 君
企 画 課 長	敷 地 敬 介 君	農林水産課長	熊 谷 敏 郎 君
商工観光課長	下 藤 広 美 君	税 務 課 長	永 尾 一 雄 君
町民環境課長	植 村 有 三 君	建 設 課 長	佐 竹 一 夫 君
健康福祉課長	山 本 康 雄 君	上下水道課長	高 橋 一 夫 君
教 育 委 員 長	谷 脇 健 司 君	教 育 長	川 上 哲 男 君
教 育 次 長	岡 澄 子 君	学校教育課長	杉 野 雅 彦 君
生涯学習課長	辻 本 明 文 君	農業委員会会長	林 幸 一 君
農業委員会事務局長	西 谷 久 美 君	代表監査委員	中 岡 全 君
総務課財政班長	大 元 学 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	山 脇 一 生 君	町民生活課長	永 尾 ゆ み 君
-----------	-----------	--------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長 仲 治 幸 君 町民生活課長 林 久 志 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長 宮 地 正 人 君 次 長 酒 井 弘 恵 君

書 記 國 澤 みやこ 君 書 記 吉 村 愛 君

~~~~~

午前9時32分 開会

○議長（橋本保君） 改めまして皆さん、おはようございます。

ただいまより平成27年第2回四万十町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に5番岡峯久雄君から欠席届があっております。

報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、6番下元真之君及び14番武田秀義君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、過日の5月1日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長酒井祥成君。

○議会運営委員長（酒井祥成君） 改めまして、おはようございます。

議会運営委員会では、去る5月1日に会議を開きました。会期は本日1日とすることで決定をいたしましたので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は本日1日間であります。

お諮りします。

平成27年第2回臨時会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、平成27年第2回臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第3 行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申し出があっております。

これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 皆さん、改めましておはようございます。

3月定例会以降の重要な案件について、ご報告を申し上げます。

本日は議員の皆様のご出席をいただき、平成27年5月四万十町議会臨時会が開催されますことを厚くお礼申し上げます。

開会に当たりまして、4月21日に報道されました四万十町本庁舎の免震装置の性能不足につきまして、これまでの経過と今後の見通しについて、ご報告を申し上げます。

四万十町役場本庁舎の免震装置は、地盤から伝わってくる地震の揺れを吸収して建物に伝わる振動を少なくする装置のことで、役場本庁舎には、西庁舎に17基、東庁舎に13基設置しております。

今回、免震装置メーカーによる製品個々の耐久性等のデータ改ざんによりまして、国土交通省が定める基準に満たない免震装置が、西庁舎で5基、東庁舎で1基設置されていることが判明したことに伴いまして、去る4月21日、22日に、メーカー担当者並びに執行役員が状況説明と謝罪に来庁いたしました。その際にメーカーからは、建物全体の安全性の検証や性能不足の製品の交換の申出があったところでございます。

今回の事態を受けまして、本庁舎を設計した設計業者に対し、緊急に安全性の検証を依頼した結果、現在の本庁舎は震度6強から震度7程度の地震に対して倒壊しない構造であり、全体的には満たすべき安全性が確保されている状況にあるということです。取り急ぎご報告をさせていただきます。

また、国土交通省からは、4月30日に独自検証の結果、同様の安全性を確認したとの連絡が県にありましたので、翌日5月1日に建設課において事実確認を行ったところでございます。

今後につきましてはさらなる検証を実施させ、設計時の規定の性能評価基準を満たした製品への交換・改修を進めてまいります。

住民の皆様には大変ご不安とご心配をおかけしておりますが、早急な対応をメーカーに求めてまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上、町役場本庁舎に設置しております免震装置について、経過説明と今後の予定のご報告とさせていただきます。

以上で行政報告を終わります。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を

お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本保君） これで町長の行政報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第4 報告第6号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）報告を行います。

提出者の報告を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは、議案説明資料の1ページのほうをごらんください。

報告第6号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

本報告は、農村環境改善センター耐震補強及び大規模改修工事（建築主体）に係る工事請負契約の一部を変更する契約を締結したものでございます。

変更の内容といたしましては、当初予定していなかった駐車場の劣化対策及び施設の内装について、美観を目的とした壁の吹付、塗装工事を追加したものでございます。

この追加工事につきましては、入館者の一層の利便性向上と改修後の施設内の違和感解消などによる快適性の向上を図ろうとしたもので、請負業者、工事監理業者、町で協議の上、外構、左官、塗装工事費として合計で268万1,859円が増額となったものでございます。内訳としましては、外構工事109万8,222円、左官工事102万9,297円、塗装工事55万4,340円となっております。

本工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することにつきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

○議長（橋本保君） これで提出者の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第5 報告第7号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）報告を行います。

提出者の報告を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 議案説明資料の3ページとなります。

報告第7号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

本報告は、町道で発生いたしました自動車物損事故について、相手方との示談交渉が整いましたので、専決処分により損害賠償の額を決定したものでございます。

今回の事故につきましては、本年2月3日、自動車町道窪川平串線を走行中、道路中央部の穴に気付かず進入し、車体を損傷したものでございます。

この度、被害者との間で修理費用といたしまして、7万8,710円の損害賠償金を支払う旨の示談交渉が成立をし、その損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

○議長（橋本保君） これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第6 承認第1号専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例等の一部を改正する条例）、日程第7 承認第2号専決処分の承認を求めることについて（固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）、日程第8 承認第3号専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、以上承認第1号から承認第3号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 説明資料の4ページからとなります。

承認第1号四万十町税条例等の一部を改正する条例、承認第2号四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、承認第3号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、以上3件の専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、「地方税法の一部を改正する法律」、「地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税施行規則の一部を改正する省令」及び「山村振興法第14条の地方税の均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令」、これが平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることから、関係する四万十町税条例の一部を改正する条例、四万十町固定資産税の課税免除に関する条例及び四万十町国民健康保険税条例の改正の必要が生じたものでございます。

公布日から施行日までの期間が極めて短期間でありましたことから、議会を開催する時間的余裕がなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

まず承認第1号四万十町税条例等の一部を改正する条例の主な内容につきましては、軽自動車税において、平成27年度中に新車登録された軽自動車のうち燃費性能等に優れた車両については、平成28年度軽自動車税に限り最大75%の軽減措置を行うこととなりました。また、平成27年度から予定をされておりました原付及び2輪車の増税については1年間延期となりましたので、これに合わせて農耕作業車を含む小型特殊自動車の増税についても1年延期をして、平成28年度から実施することといたしました。

その他としましては、ふるさと納税のワンストップ特例が創設されたことで、住民税の寄附金税額控除を受けるに当たり、寄附金納税者が希望をした場合、寄附先自治体が納税者の住所地自治体へ通知をすることで、確定申告をしなくても住民税の寄附金税額控除が受けられるようになります。

また、総務省からの要請によりまして、総務省事例を参考に町税等の減免申請期限を納期限前7日としている自治体においては、減免手続に問題ない範囲での見直し要請がありましたため、本町におきましても身体障がい者に係る軽自動車税減免申請期限と同様に、他の町税の減免申請期限も納期限前7日を納期限と改めたところであります。

次に、承認第2号四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の内容につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除、又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、固定資産税の課税免除の要件が変更されましたことから、本条例に規定しております課税免除となる物件の適用期限を、平成29年3月31日までに変更するものでございます。

最後に、承認第3号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容につきましては、地方税法施行令の改正に基づき課税限度額の引上げを行い、歳入確保に努める一方、景気動向を踏まえて、国民健康保険税の5割及び2割軽減の対象となる世帯所得の基準額の引上げを行いまして、低所得者への負担軽減に努めております。

以上、ご説明申し上げました3件の専決処分につきまして、ご承認のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 承認1号のふるさと納税のワンストップ特例創設について質問

いたします。

これは先ほど説明があったように、確定申告等が不要な納税者を考慮して、確定申告をしなくても、寄附先自治体への寄附行為だけで、自身の個人住民税の税額控除が受けられるワンストップの特例を新設すると説明がありました。

よく分かりましたけれども、常時確定申告をしておる者については、このような流れで対応するのでしょうか。それとも、それぞれが、めいめいが申告のときに控除をするのでしょうか。そこあたりの説明をお願いいたします。

○議長（橋本保君） 税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君） お答えをしたいと思います。

ワンストップの特例というのは、従来でしたら寄附した先で領収書をもらって、それに基づいて確定申告を行って控除されるということになっておりますけれども、今回については、確定申告をしなければええというわけ、何もしなくてもええということにはなっておりませんが、実際には申請書を郵送等がありまして、どれぐらい、いつ、どれだけの寄附をしたかということで、それを申請者は送付しなければなりませんけれども、そういうことであることになっております。

それで、ふるさと納税のワンストップについては2015年の4月1日からの制度ですので、27年1月1日から27年3月31日のふるさと納税の場合については確定申告が必要となります。

（7番岩井優之介君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 承認第2号に関することなんですが、四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例で、まずお聞きしたいのは山村振興法第14条と、それから過疎地域自立促進特別措置法第14条に基づく、新たな設備投資に関わる固定資産税の免除っていう制度が始まったのはいつのことかということを、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（橋本保君） 暫時休憩します。

午前9時53分 休憩

午前9時54分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君） この根拠法令等について、当時どのような経緯で改正案が提出されたかということ。ちょっと国会において審議されたものというふうに、詳細な経緯については不明でございますけれども、特別措置法というのは緊急事態に際して現行の法律制度では対応できない場合において、集中的に対応、対処する目的で特別に制定された法律であるというふうに、時限立法となっております。

これは昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されてから以来、昭和55年に過疎地域振興特別措置法、平成2年に過疎地域活性化特別措置法、それから平成12年に現行の過疎地域自立促進特別措置法という名称になっております。いろいろありますけれども、この現行法も平成33年3月31日までの期限となっているところでございます。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） この法律制定の経緯を聞いたわけではなくて、この制度が本町において導入された時点から、固定資産税の減免に関する一般住民への周知がなされていないかというように聞いたんですが、なされていない理由についてお聞かせいただきたい。

まず、どうしてこういうことをあえて聞くかと申しますと、知らない制度は利用できないからです。ごく一般的なことであると思います。なぜ周知が一般住民になされていないのか、その理由を。

○議長（橋本保君） 税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君） これにつきましては、16番議員から前にも聞かれたことがございますけれども、私も確認を、去年から私も税務課のほうに来まして、確認をいたしたところ、18年の合併当時から特にこれについての周知はしていないということでございました。これについて、各県等もどんなにしているかと聞いたがですけれども、県のほうも特別な周知はしていないということでございました。議員からご指摘も受けたところでございます。

前回の全員協議会でもご指摘をいただきましたので、そこら辺については周知して、それが、内容が分からんと、どういうふうに減免ができるのかということもあらうと思いますので、そこら辺について、今、6月の広報等で一定説明ができるような形で今作業も進めているところでございます。ご承認をいただきましたら、そういうことで広報等でお知らせをしたいというふうに思います。細部につきましてはなかなか難しい、複雑な部分が

あろうかと思いますので、概略を説明いたしまして、中身については税務課のほうで説明を、聞いてもらいたいというような形になろうかと思いますが、そういう対応をしていきますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） この件に関しまして、自分としては非常に疑問が深まったいきさつがあります。それは、この山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づいて固定資産税の減免が海洋堂には町から、町から申し出る形で海洋堂には適用されているということです。かっぱ2号館でしたっけ。つまり新しい建物に対する固定資産税年間60万円が、平成25年から6年間にわたって減免されるということを商工観光課で聞きました。それは商工業振興条例の中で重点政策分野、観光業であるのでってということで、職員の一任、議会にも報告されておりました。一般住民の目線から見ると、同じ制度を利用しているのに、海洋堂には町から申し出る。そして一般住民への周知はなかった。これは非常に不公平にしか映らないと思います。

今、田辺新政策監が「住民目線」とおっしゃいましたが、このようなさまつなことを、さまつとは言えませんが、税にまつわることで、このような制度の利用に関して周知がないということですね。非常にその周知の仕方が、正しく不公平であるということです。これでは一般住民の理解は得られないと思います。そのことに関して商工観光課長、海洋堂にはそのような減免がある。けど、いまだに、今回の6月の広報でという返事はいただきましたけど、それがいまだになかったと。昭和45年、永尾氏が税務課長に就任してからその事実は多分確認しておいでたと思うんですけど、それでもなされてなかったということですよね。商工観光課長のそれに関するご意見を、ちょっと最後に伺いたい。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） かっぱ館に対する減免措置を町のほうから投げかけたとか、そういうことで行ったということでございますが。すみません。私、そこら辺、詳細について、まだ承知していない部分ございます。そこら辺調べまして、またお答えもせんといかんのですが、今のところちょっと回答できかねます。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

17番酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 私は専決処分についてちょっと質疑をしたいというふうに思いま

すが。

緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がなかったということで、非常にこの専決処分が多いわけですが。そういう中にあって、一方で法第101条第2項の規定によって、いわゆる「3日間の告示期間を置かないで、前日告示して議会を開くことができるのであるから」ということが書かれております。

そういう中にあって、この専決処分については、あるいは承認を求める件については、いくら議会が否決をしても、これはいわゆる町民の安定性と言いますか、住民の利益を優先するために、これは無効になるわけですから、否決してもですね。そういう点から考えると、やはりできるだけそういう法令を、法律を重視して、やはり専決処分はできるだけ行わないような体制づくりをしていただくことが、議会としても非常に大切ではないかと。先ほどからの意見の中でもいろんなそういうことが、本会議において議論をしたいような旨がたくさんありますので、その点を踏まえて、町長の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは、ちょっと先に私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

今回、専決処分が7件ということであります。うち3件につきましては、上位法、法律が3月31日ということで、やむを得ず今回専決処分をさせていただいたところであります。

残り4件ということになりまして、4件については請負契約の変更があります。これは工期が3月31日ということもありましたし、処分をした日が3月23日ということで、大変大きな、農村環境改善センターであれば大きな工事になりますので、最後の精算を上げる段階においても変更が見込まれたということで、やむなく専決処分をさせていただいたところであります。

議員ご指摘のように、会期、期間の猶予があれば、3月定例議会以降におきまして招集する機会があれば、そういうところは、これからはなるべくそういうこと、専決処分を抑えていくということも努力はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君） 先ほど16番議員からの質問で、かっぱ館の固定資産税のこと

についてご質問があったと思いますけれども。

税務課といたしましては、固定資産税は減税は行っておりません。通常で税金は、固定資産税を掛けております。課税免除制度を利用しておりません。

それで議員申されました、商工業振興助成金の中にございました重点分野支援事業の中で、町長が指定する重点分野において、規模拡大を支援するために行う事業ということで、その部分におきまして、奇想天外のほうに固定資産税相当額を支援するというところで、商工観光課のほうでやっておるとを聞いております。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） 先ほどの16番議員さんの中で、「今のところ回答は」ということで私、答弁しましたけれども、今、ちょっと手持ちの資料来ましたのでご説明しますと、かっぱ館に対して支援したのは商工業の振興条例に基づく助成でございまして、重点分野支援事業ということでございまして、25年度に61万7,618円、それから26年度に67万2,000円ということで助成をしているということでございます。

○議長（橋本保君） この件に関しては、先ほどの質疑で答弁がありましたので終わっておりますけれども、今新しく答弁がありましたので、一度だけ許可をしたいと思います。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 許可をいただいて非常にありがたいと思っております。

なぜかと言うと、私は、それはちょっと自分の説明の仕方にちょっとまずいところというか、誤認があったので。この法律に基づいての制度ですよ。それと、商工業振興条例との関係性を自分が正確に捉えていなかった、きちっと説明することができませんでした。

固定資産税の減免ではありません。「固定資産税は一旦海洋堂は払うけれども、その補填を商工業振興条例に基づいて、重点的政策分野、観光業という名目で拠出する」と担当者から説明を受けました。ですから、それは了解しております。にもかかわらず、なぜあえて質問したかという、住民目線です。住民から見ると、海洋堂は固定資産税をかっぱ2号館において払わなくていいらしい、5年間。額です、60万円と言いましたね、今、下藤商工課長。これが正しく海洋堂の固定資産、年間固定資産税の額なんですよ。

住民目線から見ると、そのような区分けは必要ないんです。海洋堂は平成25年から6年間、固定資産税を、かっぱ館に関してですけどね、かっぱ館は海洋堂のものなんで、自分の建物の固定資産税を払わなくていいらしい。そういう制度は、ほかにも一般住民も利用

できる制度は、一般住民には知らされたことがない。ここなんです。ここに不公平感を持つ、不信感を持つ。だから、そういうやり方はまずい。

さっき酒井議員からも専決処分の話が出ましたが、このことも今初めて公の場で表れました。つまり、それを、議場でそういうことを報告も受けていないということです。一商工観光課の職員の判断で、これは成り立っているということです。税に関することです。課税権は行政にあります。我々は税を免れることはできません。課税に関することの周知徹底、それを専決処分なんかにしないような姿勢が是非とも必要だと思います。

○議長（橋本保君） 執行部に申し上げます。一度質疑は終了しておりますので、後から答弁をする場合にこういうやり取りになりますので、十分注意をしていただきたいというふうに思います。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより承認第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

この表決は起立により行います。

承認第1号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、承認第1号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

これより承認第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号専決処分の承認を求めることについて（固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

この表決は起立により行います。

承認第2号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

これより承認第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第3号専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

この表決は起立により行います。

承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、承認第3号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第9 承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））、日程第10 承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第5号））、以上、承認第4号及び承認第5号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案説明資料30ページについてご説明申し上げます。承認第4号及び承認第5号専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令が、平成27年3月31日に交付・施行されたことに伴い、国民健康保険事業特別会計から繰り出し、国民健康保険大正診療所特別会計へ繰り入れるべき特別調整交付金の受入額が大幅に増額となったことから、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、同日付けで専決処分に付した平成26年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）及び平成26年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第5号）につきまして、同法同条第3項の定めるところによりご報告するとともに、議会の承認を求めようとするものでございます。

初めに、承認第4号平成26年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の補正内容でございますが、歳入では、3款国庫支出金の特別調整交付金におきまして、2,642万5,000円の増額となっております。一方歳出では、11款諸支出金の診療所特別会計繰出金におきまして、歳入と同額の2,642万5,000円を増額し、国民健康保険大正診療所特別会計へ繰り出すことといたしております。

これにより、今回の補正額は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ2,642万5,000円の追加補正となり、累計予算額は28億4,942万5,000円となっております。

続きまして、承認第5号平成26年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第5号）の補正内容でございますが、歳入では、5款国保会計繰入金の特別調整交付金におきまして、先にご説明申し上げた国民健康保険事業特別会計の歳出に計上した繰出金と同額の2,642万5,000円を増額いたしております。一方歳出では、5款予備費におきまして2,642万5,000円を増額いたしております。

これにより、今回の補正額は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ2,642万5,000円の追加補正となり、累計予算額は3億8,552万5,000円となっております。

以上、2件の専決処分につきまして、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより承認第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））を採決します。

この表決は起立により行います。

承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、承認第4号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

これより承認第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第5号））を採決します。

この表決は起立により行います。

承認第5号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、承認第5号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第11 同意第2号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 同意第2号教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、平成27年5月11日に任期満了となる岡林雅子氏について、引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

岡林雅子氏は昭和48年に高知県立保育専門学校を卒業され、昭和53年に保母として旧窪川町に採用されました。以来、平成23年に退職するまでの33年間にわたり保育所に勤務され、平成10年からは主任保母、また、平成15年からは保育所長としてご活躍をされました。氏の教育に対する情熱とその指導力は、多くの方々の信頼を得ているところでございまして、この1年間教育委員としても十分に活躍されており、その人柄及び識見は教育委員として最適任者であると確信をするものでございます。ご同意のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより同意第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第2号教育委員会委員の任命についてを採決します。

この表決は起立により行います。

四万十町下呉地209番地2、岡林雅子君を任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔同意者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、岡林雅子君の任命について同意するこ

とは可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第12 同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第13 同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第14 同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上、同意第3号から同意第5号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 同意第3号、同意第4号及び同意第5号の固定資産評価審査委員会委員の選任について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、本年5月11日に任期満了となる固定資産評価審査委員会委員として、山崎邦雄氏、友永准一氏、金子仁氏の3名を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

まず、同意第3号で固定資産評価審査委員会委員として選任しようとする山崎邦雄氏は、旧十和村役場に35年間奉職し、税務経験も豊富であることから、固定資産の評価について十分な知識と識見を有しておられるところでございます。

続きまして、同意第4号で選任しようとする友永准一氏は、建築業に携わる傍ら、長年にわたり消防団活動にご尽力されており、平成24年1月からは四万十消防団副団長に就任し、現在に至っておられます。地域に密着した役割を果たしてこられたことから幅広い見識を有しておられますし、建物の評価といった面からは専門的な知識を有しておられます。

同じく同意第5号で選任しようとする金子仁氏は、平成20年より司法書士として活躍されており、不動産登記法、公的手続の専門家として高い知識と識見を有しておられます。

いずれの方々も地域住民の人望も厚く、公正の確保が強く求められている固定資産評価審査委員会委員として最適任者であると確信するものでございます。ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

同意第3号から同意第5号までの3議案につきましては、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号から同意第5号までの3議案につきましては質疑・討論を省略することに決定しました。

これより同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

四万十町久保川8番地6、山崎邦雄君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔同意者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、山崎邦雄君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

四万十町上宮337番地2、友永准一君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔同意者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、友永准一君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

四万十町本町6番6号、金子仁君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔同意者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、金子仁君の選任について同意することは可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第15 閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査にすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成27年第2回四万十町議会臨時会を閉会します。

午前10時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規程によりここに署名する。

平成    年    月    日

四万十町議会議長

平成    年    月    日

四万十町議会議員

平成    年    月    日

四万十町議会議員